

特別の教育課程の編成の方針等について

Ⅰ. 特別の教育課程の編成の方針(高石市)について

- (1) 本市が実施している「英語教育推進事業」に基づき、外国語活動・外国語科において小中学校 9 年間を見通して系統立てた指導を行っている。小学校低学年において「高石っ子 グローバル コミュニケーション科(TGC)」を市内全域で実施し、第 1～6 学年の 6 年間の外国語活動・外国語科の教育課程を編成し、英語活動を推進する。令和 2 年度以降の教育課程の基準によらない部分は次のとおりである。

○ 第 1 学年～2 学年の「TGC」

- ア 第 1・2 学年においては、生活科の授業時間を 11 時間、音楽の授業時間を 6 時間削減し、合わせて「TGC」の授業 17 時間に充てる。
- イ 「TGC」の評価については、筆記試験等は行わず、行動観察、自己評価等を活用した評価を行う。

- (2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性小学校における外国語活動が、学習指導要領において、実施されるよりも 10 年以上早くから、ALT の予算を市費単位で用意し、小学校低学年においても外国語活動を実施してきた。平成 25 年度より教育課程特例を受け、第 1～4 学年において、「外国語活動」を市内全域で実施し、第 1～6 学年の 6 年間の外国語活動の教育課程を編成し、低学年から英語に親しみ、学ぶことができる教育課程を編成する取組みを継続実施し、子どもたちに「使える英語」を身につけさせ、コミュニケーション能力の素地を育成したい。